

広島県告示第六百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成二十二年八月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 解除に係る保安林の所在場所

山県郡北広島町溝口字岩見地一二五〇の二三、戸谷字両本滝四一二の二、四二〇の三・四二一の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、四二一の三、四二二の三、四二二の四、四二三の三、四二四の四、四二五の四、四二六の二、四三三の二、四八六の二

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県農林水産局農林整備部森林保全課及び北広島町役場に備え置いて縦覧に供する。）